

別 紙 その他の事項

売却区分番号

あま市 1

- 1 この公売公告に違反した者、又は国税徴収法第92条の規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 公売保証金の提供及び買受代金の納付は現金（銀行、信用金庫等金融機関が振出した小切手を含む。ただし、振出日から起算して8日を経過していないもの）に限ります。
- 3 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければできません。
- 4 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
- 5 入札価額を訂正したものは、無効として取扱います。
- 6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- 7 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちにを行います。
- 9 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。
- 10 公売財産に係るあま市税の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- 11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
- 12 あま市は公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、担保責任等を負いません。
- 13 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。
- 14 買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取消します。
- 15 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書（登録免許税法第23条）を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものについても売却決定の日時までに完了してください。
- 16 公売財産が農地の場合、所有権移転時にあま市農業委員会にて以下の手続きが必要となります。
 - ・耕作目的の場合・・・農地法第3条による許可
 - ・農地から転用する場合・・・農地法第5条による届出
- 17 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に交付する売却決定通知書を掲示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、あま市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。
- 18 上記15については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに、売却決定の日時まで提出してください。
- 19 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 20 公売公告の内容及び公売財産に関わる図面・地図・写真等は、あま市総務部収納課で閲覧することができます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。